



平成18年5月10日

各 位

会 社 名 三菱マテリアル株式会社
代表者名 取締役社長 井手 明彦
(コード番号 5711 東・大証第1部)
問合せ先 広報・IR室課長 鈴木 徹
(TEL 03-5252-5206)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月29日開催予定の第81回定時株主総会に、下記のとおり当社定款を一部変更する議案を上程することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法」(平成17年法律第86号 施行日 平成18年5月1日)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号 施行日 平成18年5月1日 以下「整備法」という)並びに関係法令が施行されたことに伴い、当社定款を変更するものであります。

2. 定款変更の内容(定款の新旧対照表は別紙のとおりであります。)

- (1) 株主の皆様が、単元未満株式について行使することができる権利を定めるため、変更案第9条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- (2) 株主の皆様が、権利を行使する際の手続き等を株式取扱規則で定めるため、変更案第11条(株式取扱規則)のとおり変更するものであります。
- (3) インターネットの普及を背景に、株主の皆様に対する株主総会に関する情報開示をより一層充実したものとするができるよう、変更案第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示及びみなし提供)を新設するものであります。
- (4) 株主総会における株主の皆様の議決権の行使方法をより明確に定めるため、変更案第18条(議決権の代理行使)のとおり変更し、また、変更案第19条(議決権の不統一行使)を新設するものであります。
- (5) 経営体制の構築に関して、取締役の解任については、「会社法」第341条に定める株主総会の決議の方法によることとするほか、株主の皆様の意思を適時に反映することができるよう、取締役の任期を2年から1年に短縮するため、変更案第24条(取締役の任期)のとおり変更するものであります。これに伴い、剰余金の配当等の決定機関を取締役会とすることが可能となりますので、資本政策の機動性及び配当政策の安定性を確保することができるよう、変更案第44条(剰余金の配当等の

決定機関) のとおり変更するものであります。

- (6) 取締役会を機動的に運営するため、取締役会の決議を書面または電磁的方法によることができるよう、変更案第 28 条（取締役会の決議及び議事録）第 3 項を新設するものであります。
- (7) 取締役及び監査役がより積極的に経営に参画し、その職責を十分に果たすことができるよう、変更案第 30 条（取締役の責任免除）第 1 項及び変更案第 39 条（監査役の責任免除）第 1 項を新設するものであります。また、社外からの有用な人材の招聘を容易にするため、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができるよう、変更案第 30 条（取締役の責任免除）第 2 項及び変更案第 39 条（監査役の責任免除）第 2 項を新設するものであります。
- (8) 監査役の補欠者の選任決議の有効期間を定めるため、変更案第 33 条（監査役の任期）第 3 項のとおり変更するものであります。
- (9) 会計監査人について、章（第 6 章 会計監査人）を新設するとともに、変更案第 40 条（会計監査人の設置）～第 42 条（会計監査人の任期）を新設するものであります。
- (10) 上記のほか、「会社法」及び「整備法」並びに関係法令が施行されたことに伴い、定款に一定の記載があるものとみなされる事項について確認的に規定を新設するとともに、定款全般について用語、表現及び引用条文の変更等、所要の変更を行うものであります。

なお、変更案第 30 条（取締役の責任免除）の新設を議案として提出することにつきましては、各監査役の同意を得ております。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日

以 上

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(公告方法) 第4条 この会社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。 (発行する株式の総数) 第5条 この会社の発行する株式の総数は、26億8,316万2,000株とする。但し、<u>株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u> (新 設) (自己株式の取得) 第6条 この会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u> (1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) 第7条 この会社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 この会社は、<u>1単元未満の株式について株券を発行しない。</u> (新 設)	(公告方法) 第4条 この会社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する<u>方法による。</u> (発行可能株式総数) 第5条 この会社の発行可能株式総数は、26億8,316万2,000株とする。 (株券の発行) 第6条 <u>この会社は、株式に係る株券を発行する。</u> (自己の株式の取得) 第7条 この会社は、<u>会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u> (単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第8条 この会社の単元株式数は、1,000株とする。 2 この会社は、<u>第6条の定めにかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に別段の定めがある場合はこの限りでない。</u> (単元未満株式についての権利) 第9条 この会社の単元未満株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>

現 行 定 款	変 更 案
(単元未満株式の買増し) 第8条 この会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。 (端株原簿への不記載) 第9条 この会社は、1株未満の端数についてこれを端株として端株原簿に記載又は記録しない。 (株式取扱規則) 第10条 株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主名簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する取扱い及びその手数料については取締役会の定める株式取扱規則による。 (名義書換代理人) 第11条 この会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。	2. <u>会社法第166条第1項の定めによる請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> 4. <u>次条に定める請求をする権利</u> (単元未満株式の買増し) 第10条 この会社の単元未満株主は、株式取扱規則の定めに従い、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことをこの会社に請求することができる。 (削 除) (株式取扱規則) 第11条 この会社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料並びにこの会社に対する株主の権利行使についての手続き等は、法令または定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。 (株主名簿管理人) 第12条 この会社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

現 行 定 款	変 更 案
この会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、実質株主名簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、この会社においては、これを取扱わない。</u> （基準日） 第12条 この会社は、定款に別段の定めがある場合を除き、必要があるときは予め公告のうえ、一定の日現在において株主名簿に記載又は記録された最終の株主又は<u>登録質権者を以て、株主又は登録質権者の権利を行使すべき者とする。</u> （株主等の届出事項） 第13条 株主、質権者又はその法定代理人は、その氏名、住所及び印鑑を、株式取扱規則の定めに従い、届出なければならない。その変更があったときも、また、同様とする。但し、署名の慣習のある外国人は、署名鑑を以て、印鑑に代えることができる。 外国に在住する株主、質権者又はその法定代理人は、日本国内に仮住所又は代理人を定めて、株式取扱規則の定めに従い、届出なければならない。その変更があったときも、また、同様とする。 （招集） 第14条 定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。 前項の定時株主総会において権利を行使することができる株主は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主とする。	3 この会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、この会社においては取扱わない。</u> （基準日） 第13条 この会社は、定款に別段の定めがある場合を除き、必要があるときは予め公告の上、一定の日現在において株主名簿に記載または記録された最終の株主または<u>登録株式質権者をもって、株主または登録株式質権者の権利を行使することができる者とする。</u> （株主等の届出事項） 第14条 株主、質権者またはその法定代理人は、その氏名、住所及び印鑑を、株式取扱規則の定めに従い、届出なければならない。その変更があったときも、また同様とする。但し、署名の慣習のある外国人は、署名鑑を<u>もって</u>印鑑に代えることができる。 2 外国に在住する株主、質権者またはその法定代理人は、日本国内に仮住所または代理人を定めて、株式取扱規則の定めに従い、届出なければならない。その変更があったときも同様とする。 （株主総会の招集） 第15条 定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。 2 定時株主総会の議決権に係る基準日は、毎年3月31日とする。

現 行 定 款	変 更 案
(招集者及び議長) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が、取締役会の決議に基いて招集し、<u>その議長に当る</u>。取締役社長に差支えがあるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が、<u>これに代る</u>。 (新 設) (議決権の代理行使) 第16条 株主は、<u>他の議決権を有する株主に委任してその議決権を行使することができる</u>。 (新 設) (決議) 第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数を<u>以てこれを決する</u>。	(株主総会の招集者及び議長) 第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が、取締役会の決議に基いて招集し、議長となる。取締役社長に差支えがあるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに<u>代わる</u>。 (株主総会参考書類等のインターネット開示及びみなし提供) 第17条 この会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令の定めに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したもののみなすことができる</u>。 (議決権の代理行使) 第18条 株主は、<u>この会社</u>の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。<u>この場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面をこの会社に提出しなければならない</u>。 (議決権の不統一行使) 第19条 <u>他人のために株式を有する株主は、その有する議決権を統一しないで行使するときは、株主総会の会日の3日前までに書面によりその旨及びその理由をこの会社に通知しなければならない</u>。 (株主総会の決議) 第20条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を<u>もって行う</u>。

現 行 定 款	変 更 案
<u>商法第343条の定めによる決議及び商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を以てこれを決する。</u> (議事録) 第18条 <u>株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が記名捺印又は電子署名を行う。</u> (員数) 第19条 <u>この会社、に、取締役10名以内を置き、株主総会においてこれを選任する。</u> (選任) 第20条 <u>取締役の選任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以てこれを決する。</u> 取締役の選任の決議は、累積投票によらない。 (任期) 第21条 <u>取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> <u>任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。</u> (代表取締役及び役付取締役) 第22条 <u>この会社、に、取締役社長1名を置く。</u> <u>取締役社長は、取締役会の決議を以てこれを定め、会社を代表させる。</u>	<u>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u> (株主総会の議事録) 第21条 <u>株主総会の議事については、法令の定めに従い議事録を作成し、議長及び出席した取締役が記名捺印または電子署名する。</u> (取締役及び取締役会の設置) 第22条 <u>この会社、に、取締役10名以内及び取締役会を置く。</u> (取締役の選任方法) 第23条 <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2 取締役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>3 取締役の選任の決議は、累積投票によらない。</u> (取締役の任期) 第24条 <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (代表取締役及び役付取締役) 第25条 <u>この会社、に、取締役社長1名を置く。</u> <u>2 取締役社長は、取締役会の決議によってこれを定め、代表取締役とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
この会社に、取締役会長1名、<u>取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。</u> <u>取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、取締役会の決議を以てこれを定める。</u> <u>前項の役付取締役のうちから、取締役会の決議を以て代表取締役を定め、各自に会社を代表させることができる。</u> (取締役会) <u>第23条 取締役会は、取締役を以て組織し、会社の業務の執行を決する。</u> <u>取締役会は、取締役会長が招集し、その議長に当る。取締役会長に差支えがあるとき又は欠員のときは、取締役社長がこれに当り、取締役社長に差支えがあるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が、これに代る。</u> <u>取締役会の招集通知は、会日の少なくとも4日前に各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の場合は、これを短縮することができる。</u> <u>取締役会の議事は、取締役の過半数が出席し、その過半数を以てこれを決する。</u> <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名捺印又は電子署名を行う。</u> (新 設)	<u>3 この会社に、取締役会長1名、取締役副社長及び常務取締役各若干名を置くことができる。</u> <u>4 取締役会長、取締役副社長及び常務取締役は、取締役会の決議によって定める。</u> <u>5 前項の役付取締役の中から、取締役会の決議によって代表取締役とすることができる。</u> (取締役会の招集者及び議長) <u>第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に差支えがあるときまたは欠員のときは、取締役社長がこれに代わり、取締役社長に差支えがあるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u> (取締役会の招集通知) <u>第27条 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (代表取締役の業務執行) 第24条 代表取締役は、取締役会の決定に基いて、会社の業務を執行する。但し、日常の業務は、これを専行する。 (新 設) (員数) 第25条 この会社に、監査役5名以内を置き、株主総会においてこれを選任する。 (選任) 第26条 監査役の選任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以てこれを決する。	(取締役会の決議及び議事録) 第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 取締役会の議事については、法令の定めに従い議事録を作成し、出席した取締役及び監査役が記名捺印または電子署名する。 3 この会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。 (代表取締役の業務執行) 第29条 代表取締役は、取締役会の決定に基いて、この会社の業務を執行する。但し、日常の業務はこれを専行する。 (取締役の責任免除) 第30条 この会社は、会社法第426条第1項の定めにより、取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令に定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 この会社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外取締役との間に、損害賠償責任の限度を、法令に定める額とする契約を締結することができる。 (監査役及び監査役会の設置) 第31条 この会社に、監査役5名以内及び監査役会を置く。 (監査役の選任方法) 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

現 行 定 款	変 更 案
(任期) 第27条 監査役の任期は、<u>就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する<u>ときまでとする。</u> (常勤監査役) 第28条 この会社は、常勤監査役1名以上を置く。 <u>常勤監査役は、監査役の互選を以てこれを定める。</u> (監査役会) 第29条 監査役会は、<u>監査役を以て組織し、法令に定める権限を有するほか、その決議を以て監査役の職務の執行に関する事項を定めることができる。但し、監査役の権限の行使を妨げることはできない。</u> <u>監査役会は、予め招集者を定めることができる。但し、他の監査役が招集することを妨げない。</u> <u>監査役会の議長は、前項の招集者がこれに当る。</u>	2 監査役を選任する株主総会の決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する<u>時までとする。</u> 3 <u>会社法第329条第2項の定めにより選任された補欠の監査役の選任決議の有効期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (常勤監査役) 第34条 この会社は、常勤監査役1名以上を置く。 2 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u> (監査役会の権限) 第35条 監査役会は、<u>すべての監査役で組織し、法令に定める権限を有するほか、その決議によって監査役の職務の執行に関する事項を決定することができる。但し、監査役の権限の行使を妨げることはできない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<u>監査役会の招集通知は、会日の少なくとも4日前に各監査役に対して発する。但し、緊急の場合は、これを短縮することができる。</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数を以てこれを行う。</u> <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名捺印又は電子署名を行う。</u> (新 設) (新 設) (新 設)	<u>(監査役会の招集者及び議長)</u> <u>第36条 監査役会は、予め招集者を定めることができる。但し、他の監査役が招集することを妨げない。</u> <u>2 監査役会は、前項の招集者が議長となる。</u> <u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第37条 監査役会の招集通知は、会日の4日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> <u>(監査役会の決議及び議事録)</u> <u>第38条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。</u> <u>2 監査役会の議事については、法令の定めに従い議事録を作成し、出席した監査役が記名捺印または電子署名する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(監査役の責任免除)</u> 第39条 この会社は、会社法第426条第1項の定めにより、監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令に定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 この会社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外監査役との間に、損害賠償責任の限度を、法令に定める額とする契約を締結することができる。
(新 設)	第6章 会計監査人
(新 設)	<u>(会計監査人の設置)</u> 第40条 この会社は、会計監査人を置く。
(新 設)	<u>(会計監査人の選任)</u> 第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
(新 設)	<u>(会計監査人の任期)</u> 第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
第6章 計 算	第7章 計 算
<u>(営業年度)</u> 第30条 この会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>毎営業年度末に決算を行う。</u>	<u>(事業年度)</u> 第43条 この会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

現 行 定 款	変 更 案
(利益配当金) 第31条 <u>利益配当金は、毎営業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者にこれを支払う。</u> (新 設) (中間配当) 第32条 <u>この会社は、取締役会の決議を以て、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当（商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をいう）を行うことができる。</u> (除斥期間) 第33条 <u>利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満5年を経過しても、なお、受領されないときは、この会社は、これを支払う義務を免れる。</u> (転換社債の転換の時期) 第34条 <u>この会社の発行する転換社債から転換した株式に対する最初の利益配当金及び中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなして、これを支払う。</u>	(剰余金の配当等の決定機関) 第44条 <u>この会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u> (剰余金の配当の基準日) 第45条 <u>この会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> 2 <u>この会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> 3 <u>この会社は、前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u> (削 除) (除斥期間) 第46条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満5年を経過しても、なお受領されないときは、この会社は、その支払義務を免れる。</u> (削 除)